

令和元年 7 月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和元年 7 月 総会議事録

1 日 時 令和元年 7 月 1 2 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

2 場 所 長門市役所 3 階会議室

3 付議事件
議 案

- 第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (3 件)
第 2 号 農地転用の事業計画の変更について (1 件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告 (非農地証明) (3 件)
2 土地造成届出受理報告 (1 件)
3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知を受理したもの (合意解約) (1 件)
4 その他
・ 次回総会 8 月 1 5 日 (木) 午前 9 時 3 0 分から 市役所 3 階会議室
・ 現地調査 8 月 6 日 (火) 予定

4 出席委員 (1 9 人 : 議席順)

- | | | |
|----------------------|-----------------|------------|
| 1 番 元永 博次 | 2 番 林 一志 | 3 番 大田 寛治 |
| 4 番 尾崎 和生 | 5 番 大汐 光晴 | 6 番 松田 晴久 |
| 7 番 大田 裕美 | 8 番 木村 正雄 | 9 番 安村 清美 |
| 10 番 大野 耕作 | 11 番 末永 恵子 | 12 番 藤川 久志 |
| 13 番 中野千恵子 | 14 番 藤田 保明 | 15 番 山近 洋祐 |
| 16 番 福光 達男 | 17 番 野中 保志 | |
| 18 番 松田 昭洋 (会長職務代理者) | 19 番 脇坂 泰行 (会長) | |

5 関係人

農林課一市一農場推進室 主査 栗畑 貞宣

6 農業委員会事務局職員

事務局長 光井 修
事務局長補佐 梅本 武利
書 記 坂倉 幸三

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和元年7月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が2件、報告事項は3件でございます。
慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。
引き続き、6月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和元年7月の総会を開会いたします。
在任する委員の総数は19名、本日の出席委員19名、欠席委員はなしでございます。
よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会は成立をしております。
次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。
13番、中野千恵子委員、14番、藤田保明委員、よろしくお願いをいたします。
議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
1番から順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

議案の説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。
1ページ、議案第1号、番号1の譲受人の住所が、長門市西深川▲▲▲▲▲番地となっておりますが、正しくは▲▲▲▲▲番地▲となります。
また、報告事項1及び2について入力間違いがありましたので、新しい資料をお配りしております。ご迷惑をおかけしますが、差替えをお願いいたします。大変失礼いたしました。
それでは議案に入ります。1ページを御覧ください。
議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年7月12日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。
番号1。土地の所在、大字西深川字実兼、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は440㎡。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、西深川▲▲▲▲▲番地▲、株式会社●●●。

譲渡人は、西深川▲▲▲▲▲番地▲、●●●●●さんです。

転用の目的は、資材置場です。理由としまして、譲受人が、道路からの進入も容易で、草刈り業務等で搬出した草等の仮置き、機械の仮置き等のため購入を計画することとしたため。譲渡人が、高齢で病弱なため、耕作が困難となり、他に農作業の委託先も見つからないことから、売買に応じることとしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページを御覧ください。JR 美祢線板持駅から北西へ約 1.7 km のところに位置する農地です。また、3 ページには公図、4 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農業公共投資の対象となっている農地で第 1 種農地に該当し、原則許可しないことになっていますが、申請地は土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域に設定されており、転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透により放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 6 番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

6 番

6 番、松田です。

7 月 4 日に、会長、事務局、小田推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明にもありましたように、特に問題はないと思いますので、

よろしく審議の程をお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
2 番、お願いします。

事務局長
補佐

番号 2 です。土地の所在、大字深川湯本字門前、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 234 m²。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、深川湯本▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、宇部市上野中町▲番▲▲号、●●●●さんです。

転用の目的は、建築面積 12 m²の倉庫の建築です。理由としまして、譲受人が、家事用物置場として、倉庫を建築したい。譲渡人は、高齢なうえ、宇部市に在住しているので、農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人の希望通り売り渡すこととしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 7 ページを御覧ください。J R 美祢線長門湯本駅から南西へ約 330m に位置する農地です。

また、8 ページには公図、10 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での未線引都市計画区域にある農地で、第 1 種住居地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、

預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路の側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 6 番、松田晴久委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

6 番

6 番、松田です。

7 月 4 日に現地を確認しております。

地域は門前地区でありまして、住宅が密集しておりまして、この位置図で見ますと平坦に見えますが、一段、御自宅より高いところにあります畑地でありまして、現在は、何も作付けされておられません。

特に、何も支障はないと思われますので、よろしく審議の程をお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 1 号の 3 番ですが、次の議案第 2 号と同一の案件でございますので、事務局から一括して説明を受けます。議案の採決については別々に行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局長
補佐

ただ今、会長からの話のとおり、本来なら議案第 1 号 3 番の許可後に議案第 2 号の変更承認申請を行うところですが、農地転用許可申請と変更承認申請は同時申請が可能ですので、一括して提案、説明させていただきたいと思います。

まず、議案第 1 号、番号 3 について説明いたします。

土地の所在。大字三隅下字殿村北新開、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,905 m²。ほか 24 筆、計 36,890 m²。非農用地とあわせ、全体面積 69,812.07 m²となります。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、東深川▲▲▲▲番地▲、長門市長●●●●。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん、ほか 12 名です。

転用の目的は工場用地の造成です。理由としまして、譲受人が、長門市では雇用の創出と地域経済の活性化を図るため、工場誘致に取り組んでいるが、進出を検討している企業が求める広い事業用地を確保できない状況にあることから、申請地一帯を工場用地として整備するもの。譲渡人が上記の事由を承諾するものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページを御覧ください。J R 山陰本線長門三隅駅から北西へ約 1.6 km に位置する農地です。また、14 ページには公図、15 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれも該当しない農地で、「該当条文なし」の第 2 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、長門市一般会計予算について市議会議長の議決証明、予算書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。エの「行政庁の許可・認可等の処分の手続」については、開発行為許可申請手続き中。河川区域及び海岸保全区域における行為については許可済です。クの「工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的」については、「農地法審査基準」12 ページの 14 にありますとおり、地方公共団体が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得する場合、農地法施行規則第 57 条第 5 号レに該当し、例外的に土地の造成のみが認められ

ています。

次に(2)被害防除措置の妥当性についてですが、幅5mから10mの緑地又は緩衝地を設置するため、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、支障はないと考えます。雨水については、自然流下によりため池へ放流し、汚水については発生がないため、特に問題はないと考えます。

なお、本案件は、前回の転用面積15,092㎡と今回の転用面積36,890㎡を合わせると51,982㎡となりますので、県と協議の結果、県知事許可の取り扱いといたします。また、開発行為許可と同時施行といたします。

続きまして、議案第2号について説明いたします。4ページを御覧ください。

議案第2号、農地転用の事業計画の変更について、農地法施行細則第6条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和元年7月12日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

平成30年8月の総会でお諮りした案件で、開発行為許可日に合わせて平成30年11月30日付けで許可しております。

申請人は、同じく長門市長●●●●。

変更の区分は、事業実施区域の拡張となります。当初は、農地15,092㎡を含む全体面積23,103.35㎡でしたが、ただ今、説明しましたように、農地36,890㎡ほかを追加し、全体面積69,812.07㎡での事業計画変更承認の申請となります。申請地等につきましては、「議案位置図等添付資料」13ページから15ページを御覧ください。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

この案件は先日、三隅地区の農業委員、推進委員と一緒に、現地を調査いたしております。代表して10番、大野耕作委員から、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

10番

10番、三隅の大野でございます。

議案第1号3番でございますが、ただ今、会長からお話ございましたように、去る7月4日に三隅の4名の農業委員さんと3名の推進委員さん、全員が現地に行きまして、会長、事務局、立会いの下で現地調査を行いました。

13ページの図面にありますように、申請地の右側の上の点線は三隅川です。左側の空白が仙崎湾になります。下に黒く実線がありますのが山陰本線。左側の下の方に●●郵便局がありますが、その前が旧国道191号線で、現在は県道になっております。

申請地につきましては、位置図の全体の中で左側の方に●●●●さんの現在の工場があります。そして、ちょっと真ん中に道を挟んで●●●●さ

んの蒲鉾工場、そして仙崎湾に近い方に、現在は加工場ですが、前は●●●●●として●●●●●工場がありました。そして右側に三隅の勤労者スポーツセンターがあるという地域の状況でございます。

ただ今、説明がありました現地ですが、農地の買収は困難を極めておりまして、大変長引いた訳でございます。

俵山道路の残土で埋立てるということでスタートしたわけですが、最初から遅れた関係で境川の方と、現在、三隅湯面にあります萩三隅道路の三隅インターチェンジの予定地に、それぞれ残土が仮置きをされております。

今回この議案が認可され次第、また埋立工事に入るということでございます。

現地は昔から、蓮根の栽培が盛んに行われておりましたが、高齢化と重労働ということで、ずっと荒れてきました。それでも現在も二割程度は、蓮根の栽培を続けてこられた方がございます。

25 筆でございますが、皆様の慎重審議の程を、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、事務局の説明のとおり県知事許可となりますので、許可相当として県に進達することといたします。

続きまして、議案第 2 号について説明がありましたので、この件については特に担当農業委員の説明はいらないと思いますので、委員の皆様、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、議案第 2 号についての採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

以上で議案は終わりました。報告事項に入ります。報告事項 1、お願いいたします。

事務局長

6 ページを御覧ください。

報告事項 1。土地現況証明報告、非農地証明です。

土地現況証明報告は 3 件で、令和元年 7 月 4 日に会長、各農業委員、各推進委員、事務局とで現地を確認し、証明をしております。

報告事項 1 につきましては、以上でございます。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、お願いします。

事務局長

7 ページを御覧ください。

報告事項 2。土地造成届出受理報告でございます。

令和元年 7 月 4 日に受理通知しております。

報告事項 2 は、以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項 3、お願いします。

事務局長

8 ページを御覧ください。

報告事項 3。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

令和元年 5 月 16 日に合意解約をしております。

以上でございます。

議 長

報告事項 3、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、報告事項を終わります。

続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局長

その他でございます。8月の定例総会ですが、8月15日、木曜日、午前9時30分から、この会場で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては8月6日、火曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日事務局から集合時間等、連絡をいたしますので、御立会をよろしくお願いを申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。

委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

御苦勞様でございました。

終了時間 午前10時34分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和元年7月12日

長門市農業委員会会長

脇 坂 泰 行



議事録署名委員

中 野 千 恵 子



議事録署名委員

藤 田 保 明

